

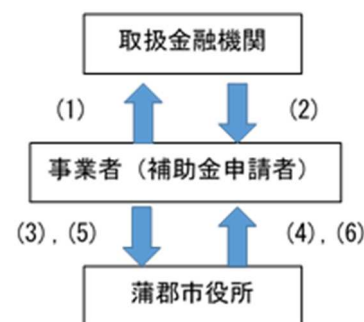
## 蒲郡市信用保証料及び利子補給に係る補助金制度について

新型コロナウイルス感染症及び原油・原材料の価格上昇の影響を受ける中小企業者を支援するため、愛知県融資制度を活用された事業者に対し、信用保証料及び利子補給に係る補助金を交付します。

### 1 信用保証料補助制度

補助金名	蒲郡市新型コロナウイルス感染症対策信用保証料補助金									
(1) 対象者	<p>ア 個人事業者 蒲郡市内に居住し、市内に事業所を有する事業者</p> <p>イ 法人事業者 蒲郡市内に本社（本店）を有し、市内に事業所を有する事業者</p> <p>ウ 組 合 蒲郡市内に主たる事務所を有し、市内で事業活動をしている事業者</p> <p><b>※ただし、市税等に滞納がある方は対象外となります。</b></p>									
(2) 対象となる 愛知県融資制度	<p>愛知県経済環境適応資金融資制度</p> <p>ア サポート資金（セーフティネット保証4号）「環セ100」</p> <p>イ サポート資金（セーフティネット保証5号）「環セ80」</p>									
(3) 補助金の額	<p>ア 融資金額1,000万円まで：信用保証料相当額</p> <p>イ 融資金額1,000万円超8,000万円まで：以下の(1) + (2)の信用保証料相当額</p> <p>(1)：融資総額のうち融資金額1,000万円分に係る信用保証料相当額</p> <p>(2)：融資総額に係る信用保証料から(1)の額を控除し、補助率20%を乗じた額</p> <p>(計算参考)</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; border: 1px solid black;">(1) 信用保証料相当額</td> <td style="width: 50%; text-align: center; border: 1px solid black;">(2) 信用保証料相当額の20%</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;"> <span style="display: inline-block; width: 45%; border-bottom: 1px solid blue; margin-right: 5px;"></span> <span style="display: inline-block; width: 10%; border-bottom: 1px solid blue; margin-right: 5px;"></span> <span style="display: inline-block; width: 45%; border-bottom: 1px solid blue;"></span> </p> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;"> <span style="display: inline-block; width: 45%; text-align: center;">融資金額1,000万円まで</span> <span style="display: inline-block; width: 10%;"></span> <span style="display: inline-block; width: 45%; text-align: center;">融資金額1,000万円超8,000万円まで</span> </p> </div> <p>※1 信用保証料を分割納付する場合、2回目以降の支払い分は補助対象になりません。</p> <p>※2 既往の融資の借り換えがある場合、借り換え分に係る信用保証料は補助対象外です。</p>		(1) 信用保証料相当額	(2) 信用保証料相当額の20%						
(1) 信用保証料相当額	(2) 信用保証料相当額の20%									
(4) 補助金の申請方法と必要書類	<p><b>申請時期：対象となる融資が実行され、信用保証料を支払った後から補助金申請できます。</b></p> <p>(1) 金融機関に信用保証料支払証明書への押印を依頼 <b>（信用保証料補助金交付申請書（第1号様式）に支払証明書欄があります。）</b></p> <p>(2) 金融機関が確認印を押印</p> <p>(3) 補助金交付を申請（以下の書類を提出）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">ア</td> <td>信用保証料補助金交付申請書（第1号様式） ※取扱金融機関の信用保証料支払確認印が必要です。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ</td> <td>代理権授与通知書（信用保証料補助用）（第2号様式）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ウ</td> <td>愛知県信用保証協会が発行した「信用保証書」及び「信用保証決定のお知らせ」の写し</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">エ</td> <td>既往の保証付融資の借り換えがある場合は、その金額がわかるもの。</td> </tr> </table> <p>(4) 補助金交付を決定</p> <p>(5) 補助金を請求（補助金交付請求書を提出）</p> <p>(6) 補助金を振込み</p>		ア	信用保証料補助金交付申請書（第1号様式） ※取扱金融機関の信用保証料支払確認印が必要です。	イ	代理権授与通知書（信用保証料補助用）（第2号様式）	ウ	愛知県信用保証協会が発行した「信用保証書」及び「信用保証決定のお知らせ」の写し	エ	既往の保証付融資の借り換えがある場合は、その金額がわかるもの。
ア	信用保証料補助金交付申請書（第1号様式） ※取扱金融機関の信用保証料支払確認印が必要です。									
イ	代理権授与通知書（信用保証料補助用）（第2号様式）									
ウ	愛知県信用保証協会が発行した「信用保証書」及び「信用保証決定のお知らせ」の写し									
エ	既往の保証付融資の借り換えがある場合は、その金額がわかるもの。									
(5) 申請期限	<p>融資実行日から起算して30日以内</p> <p>※ただし、本補助金施行前に融資実行されていた場合は、施行日（令和2年3月24日、サポート資金（大規模危機対応）に限り令和2年3月31日）から起算して30日以内</p>									

《申請フロー図》



## 2 利子補給補助金制度

補助金名	蒲郡市中小企業緊急経済対策利子補給補助金												
(1) 対象者	<p>ア 個人事業者 蒲郡市内に居住し、市内に事業所を有する事業者</p> <p>イ 法人事業者 蒲郡市内に本社（本店）を有し、市内に事業所を有する事業者</p> <p>ウ 組合 蒲郡市内に主たる事務所を有し、市内で事業活動をしている事業者</p> <p>※ただし、市税に滞納がある方は対象外となります。</p>												
(2) 対象となる 愛知県融資制度	<p>愛知県経済環境適応資金融資制度</p> <p>ア サポート資金（セーフティネット保証4号）「環セ100」</p> <p>イ サポート資金（セーフティネット保証5号）「環セ80」</p> <p>ウ サポート資金（経済対策特別）原油・原材料高緊急対応枠「環特補助2」「環特補助3」</p> <p>エ サポート資金（大規模危機対応）「環危」</p>												
(3) 補助金の額	<p>ア 上記ア、イ、エの愛知県融資制度「環セ100」「環セ80」「環危」の場合 融資1年目に係る利子相当額×80%</p> <p>イ 上記ウの愛知県融資制度「環特補助2」「環特補助3」の場合 融資1年目に係る利子相当額×50%</p>												
(4) 補助対象期間	<p>第1回利子の支払日から第12回利子の確定日まで</p> <p>※第12回利子の確定日より前に返済期間が終了する融資（全額を繰上償還した融資を含む。）に係る利子については、返済期間が終了する日まで</p>												
(5) 補助金の申請方法と必要書類	<p><b>申請時期：以下のいずれかの日から申請できます。</b></p> <p><b>ア 融資実行されたのち、12回目の利子の確定日の翌日</b></p> <p><b>イ 12回目利子の確定日より前に返済期間が終了する融資の場合、返済期間終了日の翌日</b></p> <p>(1) 補助金交付の申請（以下の書類を提出）</p> <table border="1"> <tr> <td>ア</td> <td>利子補給補助金交付申請書（第1号様式）</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>代理権授与通知書（利子補給補助用） （第2号様式）</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>融資内容の分かるものの写し</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>金融機関が発行した支払額明細書の写し</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>金融機関が発行した支払済額明細書の写し</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td>借入申込書の写し</td> </tr> </table> <p>(2) 補助金交付を決定</p> <p>(3) 補助金を請求（補助金交付請求書を提出）</p> <p>(4) 補助金を振込み</p> <div style="text-align: right;"> <p>《申請フロー図》</p> </div>	ア	利子補給補助金交付申請書（第1号様式）	イ	代理権授与通知書（利子補給補助用） （第2号様式）	ウ	融資内容の分かるものの写し	エ	金融機関が発行した支払額明細書の写し	オ	金融機関が発行した支払済額明細書の写し	カ	借入申込書の写し
ア	利子補給補助金交付申請書（第1号様式）												
イ	代理権授与通知書（利子補給補助用） （第2号様式）												
ウ	融資内容の分かるものの写し												
エ	金融機関が発行した支払額明細書の写し												
オ	金融機関が発行した支払済額明細書の写し												
カ	借入申込書の写し												
(6) 申請期限	<p>ア 補助対象期間の最終日の翌日から、その日の属する月の翌々月の末日まで</p> <p>イ 令和3年3月31日までに補助対象期間が終了した融資の場合は、 令和3年9月30日まで</p> <p>ウ 令和4年12月16日までに補助対象期間が終了した融資（経済対策特別）の場合は、 令和5年3月31日まで</p>												

## お問合せ先・提出先

蒲郡市役所産業政策課 金融担当 〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号

TEL 0533-66-1118 FAX 0533-66-1188

《信用保証料・利子補給補助金に関するホームページ》

<https://www.city.gamagori.lg.jp/unit/sangyo/corona-hojyokin.html>

QRコード→

